

消費税

軽減税率制度

説明会

を開催します

日時	時間	場所等
6月7日(木)	午後 3 時 00 分 ～午後 3 時 30 分	東近江市立 蒲生コミュニティセンター 小ホール
6月8日(金)	午前 10 時 00 分 ～午前 10 時 30 分	東近江市市子川原町 461-1 TEL (0748)55-0207

問合せ先：近江八幡税務署 法人課税第一部門

TEL 0748-33-3143

※ 軽減税率制度は、飲食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者の方だけでなく、全ての事業者の方に関係のある制度です。

どなたでもご参加いただけますが、会場の収容人数を超えた場合には、受付を終了することがありますので、あらかじめご了承ください。